平成２３年（フ）第８１号
三重県四日市市前田町14番４―88号
債務者　川上　和子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
三重県桑名市大山田８丁目７番地131　公団住宅３棟208号
債務者　前城モリイチこと　マエシロ　アデマール　モリイチ
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
三重県桑名市大山田８丁目７番地131　公団住宅３棟208号
債務者　前城セバステーナこと　マエシロ　セバスチアナ　オルチス　バヒオス
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
兵庫県宝塚市山本東２丁目４番12―315号
債務者　林　　毅
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７３号
兵庫県宝塚市小林５丁目９番89号　204号
債務者　熊見　照美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８７号
兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目153番地
債務者　中田　隆二
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８０号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩井424番地３
債務者　西川　好行
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３号
鳥取県鳥取市浜坂1390番地224　光急行内
債務者　山口　　保
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
山口県下関市菊川町大字下岡枝451番地７
債務者　野村　京子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
山口県下関市今浦町２番３号
債務者　村上　ミヤ
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
徳島県徳島市応神町吉成字有天45番地の９
債務者　瀬川　瀧男
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０３号
徳島県徳島市応神町吉成字有天45番地の９
債務者　瀬川　章裕
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜140　サンビレッジ402号
債務者　近藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１２号
北九州市八幡西区陣山１丁目３番23―403号
債務者　永田　静野
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４７号
北九州市八幡西区船越２丁目２番18号
債務者　中元百利雄
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９９号
北九州市小倉北区上富野２丁目６番５号　谷本美智子方
債務者　谷本　美毅
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４号
大分市大字馬場953番地の19
債務者　野田　健一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8225番地　ソレイユメゾンＡ棟201号室
債務者　本間智都子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係